

議 長	委員長	局 長	係 長	係

第 8 回産業厚生常任委員会 会議記録

日 時	開会	令和 4 年 10 月 27 日（木）午前 9 時 57 分				
	休憩	10:09～10:10				
	閉会	令和 4 年 10 月 27 日（木）午前 11 時 09 分				
会議場所	斜里町総合庁舎 3 階 委員会室					
出席委員	副委員長 櫻 井 あけみ		委 員 佐々木 健 佑			
	委 員 小 暮 千 秋		委 員 須 田 修 一 郎			
	委 員 山 内 浩 彰					
欠席委員						
参 考 人						
傍聴者数	一 般 者	名	報道関係者	名	議 員	名
事務局職員	事務局長 平田 和司		議事係長 宮下 直人			
<p style="text-align: center;">産業厚生常任委員会を開催したので下記により記録する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 委員長の選任について (説明者：説明・提案内容)</p> <p>櫻 井：委員会を始める前に、この度、産業厚生常任委員会の委員長である宮内議員がご逝去された。あらためて、産業厚生常任委員会の委員として弔慰を示したい。</p> <p>これまで産業厚生常任委員長として長年にわたる議員活動を生かし、委員長の職務にあたられていたが、残る任期半年余りという中で志半ば本当に無念であったと思う。ここに、宮内委員長のこれまでの活動と功績を、議員としての実績を心より謹んでお悔やみ申し上げる。</p> <p>(黙祷)</p> <p>それではあらためて、委員会を開催する。本日の委員会は、当初、招集通知では「町内所管事務調査の件」と「意見書について」ということで予定していたが、宮内委員長のご逝去により、産業厚生常任委員会の委員長が欠けたという事になるので、審議の日程を変更させていただく。まず、委員長の選任についてから、議題とさせていただく。</p> <p>はじめに、委員会条例第 9 条に基づき、委員長に代わって私の方で委員会を進めさせていただく。</p> <p>それでは委員長の選任について、委員会の互選ということになるが、方法をどうするか。</p> <p>佐々木：指名推薦で。</p> <p>櫻 井：他に意見はあるか。</p> <p>それでは指名推薦とする。指名推薦に異議あるか。</p> <p>全 員：異議なし。</p>						

櫻 井：異議がないので、選挙の方法は指名推薦とすることに決定した。それでは委員長に指名する方はいるか。

山 内：小暮議員にお願いしたいと思う。

櫻 井：他に。

佐々木：山内議員が適任かと思う。

櫻 井：複数の名前が挙がったので、これは異議ありと同様となるため、投票という形をとらせていただきたい。よろしいか。

全 員：はい。

櫻 井：それではここであらためて、委員長の選任について、小暮議員、山内議員の両名の名前が挙がっているので投票とする。よろしいか。

全 員：はい。

10:03 投票開始

10:08 投票終了

櫻 井：では選挙の結果を報告する。

投票総数 5 票

有効投票 5 票

無効投票 0 票

有効投票のうち、

小暮委員 4 票

山内委員 1 票

以上のとおりである。したがって、小暮委員が委員長に選任されたので、小暮委員が産業厚生常任委員会の委員長に決定した。

(拍手)

それではここで委員長と議事の交代を行う。

10:08～10:09 休憩

2. 町内所管調査について

(説明者：説明・提案内容)

小 暮：会議を再開する。

ただいま、委員長に選任された小暮千秋です。よろしくお願いいたします。大変不慣れではございますが、委員長の重責を重く受け止め、委員会運営に邁進してまいりたいと思います。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは次に「町内所管事務調査」について、前回悪天候のため延期となっていたが、あらためて本日、日程、調査箇所について協議する。事務局より説明願う。

平 田：11日に町内所管調査を予定していたが、悪天候により一旦中止としていた。今後委員会として町内所管調査を行う必要があると思うので、なるべく雪が降る前に行った方がよいかと思う。今回はホクレンに後日何うということで山内議員より話があったので、ホクレンを含めた日程調整を行うかどうか、前回予定していたところに行くのか、まったく別の

ところに行くのかどうかを議員の中からご意見をいただきながら決めていただければと思う。

櫻井：所管調査の訪問先について、ホクレンの訪問ができなくなったと伺っている。山内議員から説明願いたい。

山内：10月12日より工場の操業が始まっているが、ここにきてコロナの情勢により警戒レベルが一段引き上がったことに伴い、研修等視察含め受け入れを見合わせている状況であるため難しいということで工場長から話を受けている。

小暮：前回決めていた調査内容について、ホクレン以外のところで案等あれば伺いたい。

櫻井：観光船事故の対応、状況に関しても伺うことで話を進めていたが、小型観光船事業者が今期はもう営業終了したということである。ゴジラ岩観光からはこちらが希望する日程に沿えないということで連絡が入ったため、訪問は次回でよいかと思う。

緑ダムの水力発電について、事業としては農地の関係で行っており、現在稼働中とのことであるので施設調査を行うのはどうか。それと知床自然センターが大幅にリニューアルされており、また100㎡運動ハウスに来訪者の方を明記する事業が始まっている。所管が違うとなるかもしれないが、観光の一環として十分機能を果たしていると考えるので、このあたりを調査するのはいかがか。

佐々木：100㎡運動ハウスの新しい名札立柱はまだできていないのでは。

櫻井：一部すでに設置されている。施設の広さが問題ないのか、あと飲食関係、外構工事含め確認したい。

佐々木：賛成である。外構工事終了後に委員会としてはまだ行ったことがない。

小暮：では緑ダム、知床自然センター、100㎡運動ハウスは決定ということで。日程についてはオロンコ岩、糠真布、秋の川発電所含めて事務局に調整いただくことでよろしいか。

平田：日程的にかなりタイトになると思うがよろしいか。

櫻井：オロンコ岩は11月半ばで閉鎖と思う。次回以降の調査で、糠真布についてはもう新しい部分を通過できるため、確認程度でよいかと。道路線形がどうか等の話は斜里町だけではなく開発建設部、それから林野も関係しており、もう改めてどうこうという話をする段階ではない。日程が決まれば私の方で確認を取るものでいかがか。

佐々木：よいと思う。

(決定事項)

- ・日程 第1候補日：11月16日(水) 第2候補日：11月14日(月)
- ・調査箇所及び調査概要については、委員から意見が出され、次のとおりとした。

- 1) 緑ダム
- 2) 秋の川発電所
- 3) 糠真布橋及び道路線形
- 4) 知床自然センター、100㎡運動ハウス

3. 意見書の取扱いについて

(説明者：説明・提案内容)

平 田：9月定例会前の常任委員会でも話をさせていただいたが、北見民主商工会より直接持参された意見書採択についての陳情書について、「陳情書」とはなっているがお願いということで議長に依頼があり、産業厚生常任委員会に付託させていただく形となった。管内的にも4つの議会で採択をされているようである。その他の議会では取扱いを検討しているとのことであり、小清水、清里についても12月定例会でどうするかを決めることになっている。当議会では産業厚生常任委員会での扱いを12月定例会で上程するかどうかの判断をしていただきたいところであるが、本日この場で決定していただくということではないが協議いただきたい。

佐々木：現段階ではこの制度が国で決定され動き出している状況であり、ましてや町内多くの企業がインボイスに向けて準備をしている。私の意見は、斜里町議会として取り扱わないということによいと考える。

山 内：その通りであると思うが、インボイスについて国の説明が不十分であること、またどれほどの影響を及ぼすのかが未知数であり、どんどん進めていくというスタンスにはならない。「中止」とまではならないにしても。

須 田：中小零細企業、商工会も動き始めている。この制度を導入しなければ取引ができなくなってしまう。これを議会の意見として出すことは相応しくないと考える。

櫻 井：斜里町議会からこれを出すことにどれほどの影響があるのか、町内に消費税免除となっていた業者がどの程度いるのか。都市部にはこの制度があってもよいかもかもしれないが、個人事業者、飲食店等はただでさえコロナの影響を受けている状況でかなりの負担であると思う。制度を止めることはできないが、斜里町議会の産業厚生常任委員会として当町の産業厚生全体を考えた時に、負担を回避する方法の見直し、対応の検討を求める内容として出すべきかと考える。

須 田：「中止」を求める意見書である。

櫻 井：「中止」ということであれば、私はこれを出さないでよいと考える。ただし、この意見書とは別に、現状については商工会に状況を確認すべき。

山 内：個人事業主、フリーランスにどの程度影響してくるのか。たとえば自治会館の管理費をもらう際にはどうなるのか、税申請の登録者にしなければならないのか。まだまだそういった状況が見えてこない。税の公平性については理解するが、溢れた人への下支えが必要。意見書の内容変更について北見民主商工会の意向確認が必要では。

平 田：まず中止を求める意見書について、採択しないということであればそれはそれでよいこと。改めて内容を見直すのであれば、それは誰かが提出者となって考えればよいことであり、北見民主商工会は中止を求める意見書として持ってきているので、そこまで考える必要はないかと思う。

また、もし他団体が同様の意見書を持ってきた場合に、対応の差が生じると相応しくないので、今回の意見書については取扱わないという方向性を持った上で、対応については保留とするのもひとつの方法であるかと思う。

小 暮：それではこの意見書については12月定例会前の常任委員会で最終的に判断する。

全 員：異議なし。

(決定事項)

- ・意見書の取扱いについて、12月定例会前の常任委員会で最終的に判断する。

4. その他

(主な意見等)

櫻井：今回、残り任期4ヵ月という状況で、異例なことであったと思う。委員会の運営に関してはもう少し人事含め委員会活動の細かなことに関して、議会全体として来期に向けてやることがあると思う。特別委員会でもあったが、「政策提言」というものがどういうことなのか、分けられていなかったし文言の整理もされていなかった。いくつかの課題が残されたと感じている。今後議会全体の中で考える機会があれば、今期中で一度議論する場があってもよいかと思う。

資料：03-1 [資料] 221027_第8回産厚委員会_適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書

音声データ：04 [音声] 221027_第8回産厚委員会